参考資料２

農業農村振興整備部会の
所掌事務の概要について

土地改良長期計画

○　土地改良長期計画は、土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。
○　計画期間は、五年を一期とし、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。

土地改良法

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

第四条の三　土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があったため必要があるときは、改定することができる。

土地改良法施行令

（土地改良長期計画）

第一条の八　法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

土地改良法施行規則

（土地改良長期計画を定める土地改良事業の種別）

第五条の二　法第四条の二第二項 の農林水産省令で定める土地改良事業の種別は、次に掲げるものとする。

一　農用地の利用上必要な農業用用排水施設で基幹的なものの新設、管理及び変更

二　農用地の利用上必要な農業用用排水施設（前号に掲げるものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業

三　農用地の保全のため必要な事業

土地改良長期計画

～ これまでの変遷 ～

○　土地改良長期計画は、昭和40年以降、その時々の社会経済情勢の変化に応じて、これまで７回策定。
○　平成15年以降の長期計画については、事業量重視から成果重視に転換するとともに、時代の変化に即応した計画となるよう、計画期間を10年から５年に短縮。

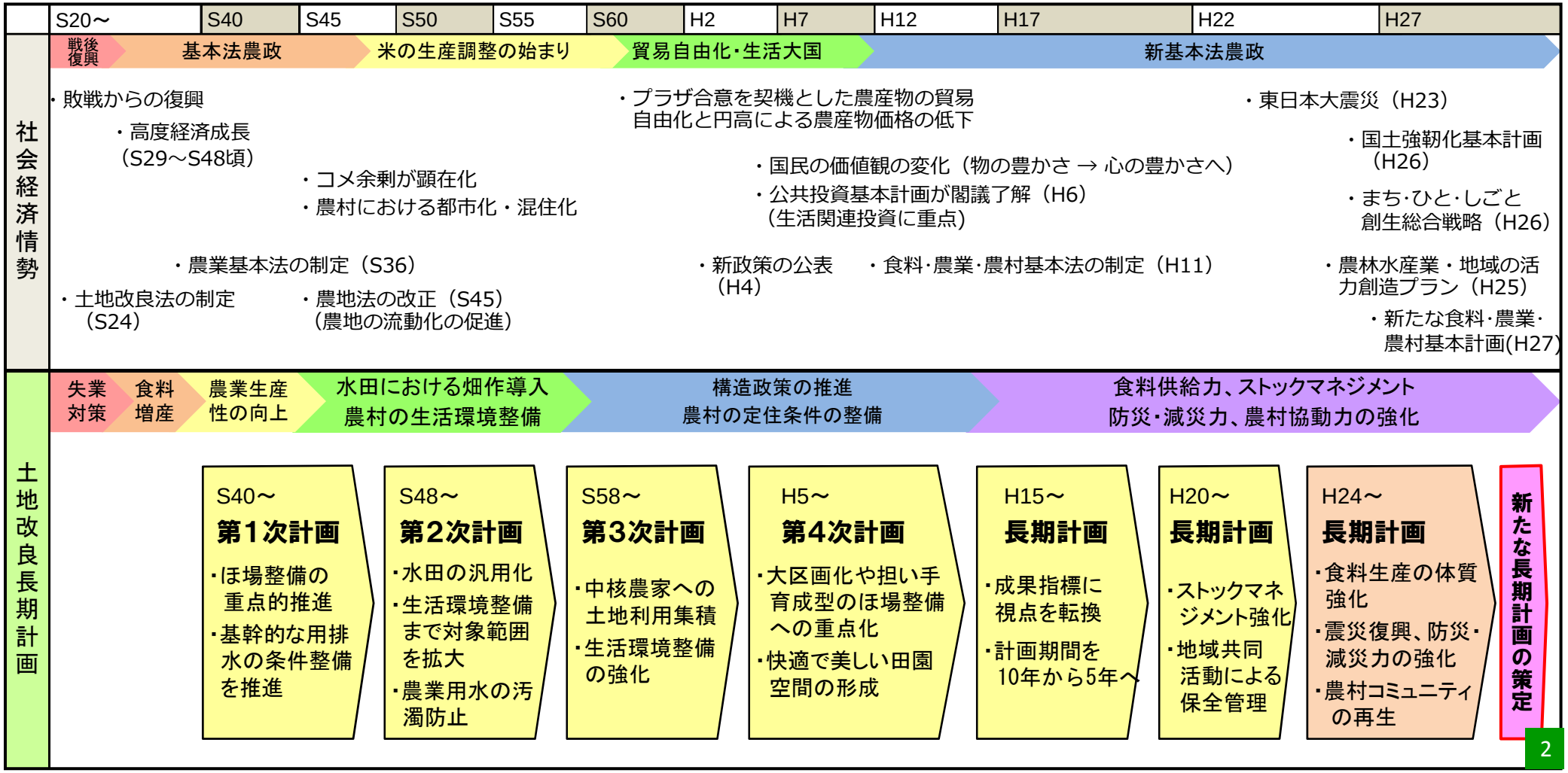

農用地等の確保等に関する基本指針

○　農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」は、おおむね10年後を見通して、我が国の確保すべき農用地等の面積の目標や都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準等を示すもの。

○　基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととされている。

○　新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、平成27年内に食料・農業・農村政策審議会（農業農村振興整備部会）の諮問答申手続等を経て、基本指針を見直す予定。

【基本指針に定めるべき事項（審議内容）】

○　確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向

○　都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

○ 農業振興地域の指定の基準に関する事項

○ その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

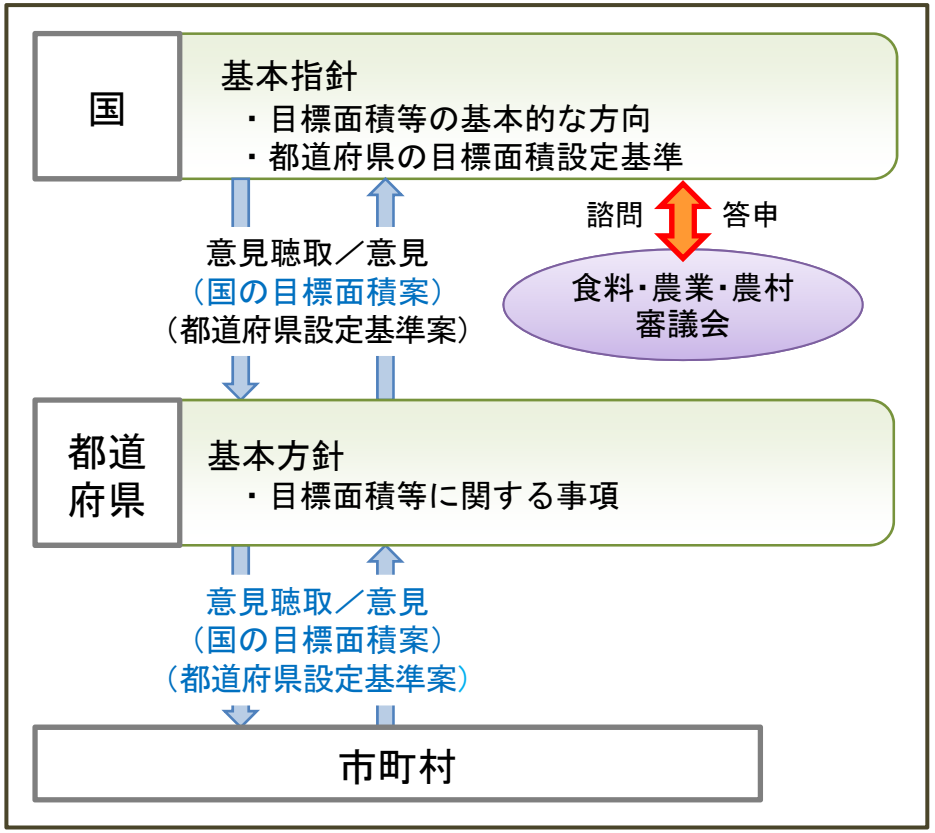

〔青字は、第５次地方分権一括法による改正内容〕

都市農業振興基本計画

○　都市農業振興基本計画は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が定めるもの。

○　基本計画の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととされている。

○　このため、農業農村振興整備部会の所掌事務として、都市農業振興基本法の規定により審議会の権限に属させられた事項を追加した上、基本計画案の作成につき、食料・農業・農村政策審議会（農業農村振興整備部会）に諮問する予定。

【基本計画に定めるべき事項（審議内容）】

（１）　基本的な方針

（２）　具体的施策

①　農産物供給機能の向上
②　防災等の機能の発揮
③　的確な土地利用計画の策定
④　税制上の措置
⑤　地産地消の促進
⑥　農作業体験の整備
⑦　学校教育での活用
⑧　国民理解の増進
⑨　都市住民による知識・技術の習得
⑩　調査研究

（３）　その他必要な事項

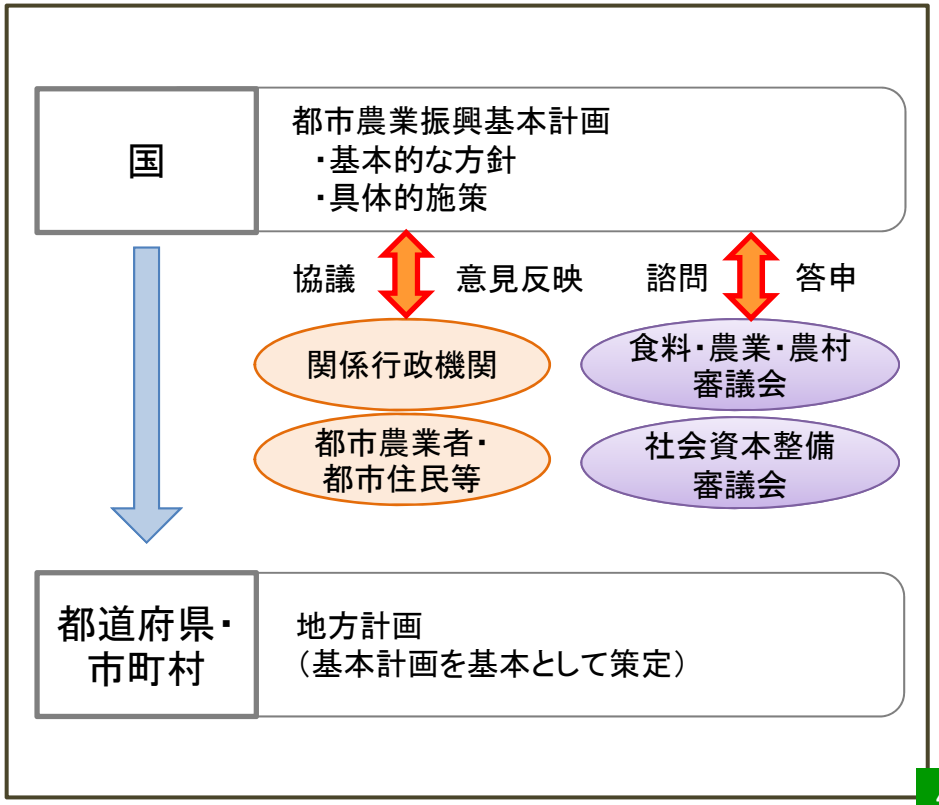

国際かんがい排水委員会
（ICID：International Commission on Irrigation and Drainage）

○　国際かんがい排水委員会（ICID）は、かんがい排水に係る科学的、技術的知見により、食料や繊維の供給を世界規模で強化することを目的として1950年に設立された自発的非営利・非政府国際機関（本部：インド（ニューデリー））。
○　毎年、国際執行理事会及び常任委員会や各種作業部会等が開催され、各国国内委員会委員が参加し、ICIDの政策・運営等に関する議論、技術・情報の交換等を行っている。
○　3年に一度、総会、地域会議、世界かんがいフォーラムをローテーションで開催。

総　会

地域会議
（アジア、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカの４地域に分かれて会議を開催）

世界かんがいフォーラム（WIF）
※2013年9月に第1回WIFがトルコで開催

※総会、地域会議、WIFが3年のローテーションで開催。
論文発表やシンポジウム等を実施。

国際執行理事会（毎年開催）

- 常任委員会（技術活動委員会、財務委員会等3委員会）
- 委員会（広報出版委員会、ICIDジャーナル編集委員会等3委員会）
- 地域作業部会（アジア地域作業部会等3部会）
- 作業部会／作業チーム
（ほ場かんがいシステム部会、水と作物部会など15部会/チーム）

農業農村振興整備部会

ICIDに関する事項、かんがい排水の改良発達に関する重要事項等を調査・審議

日本国内委員会

学術経験者等をメンバーとし、かんがい・排水等に関する知見の情報の収集・発信

委員　：佐藤洋平委員長（東京大学名誉教授）　他１７名
事務局　：農林水産省農村振興局整備部設計課

かんがい排水の発達に関する事項

○　かんがい排水の発達に関する事項とは、土地改良事業計画設計基準や土地改良施設管理基準等、農業農村整備事業の実施に必要な技術的な課題を指す。

①　土地改良事業計画設計基準

事業計画策定や設計に当たって遵守すべき事項（例えば、地域営農の展開方向や地域の意向の把握、整備の範囲・水準の検討の基本的な考え方、その他計画作成に当たって留意すべき事項）等を示した基準であり、社会情勢の変化や技術的進展等を受けて、工種毎、施設毎に適宜改定。

②　土地改良施設管理基準

国営土地改良事業によって造成された施設の管理に当たって、遵守すべき一般的な事項を定めたもの。社会情勢の変化や技術的進展等を受けて、施設毎に適宜改定。

③　その他農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題

基準の一部についての詳述や、実施事例が少ない技術等を内容とした技術参考資料（技術書、指針、手引き等）　についても、社会情勢の変化や技術的進展等を受けて、適宜改定。

○土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準一覧

計画基準		設計基準		管理基準	
基準名	改定年月	基準名	改定年月	基準名	改定年月
暗渠排水	H12.11	ダム	H15.4	用水機場編	H12.7
農地地すべり防止対策	H16.3	農道	H17.3	ダム編	H16.3
農道	H17.3	ポンプ場	H18.3	排水機場編	H20.9
排水	H18.3	頭首工	H20.3	頭首工編	H24.8
ほ場整備（畑）	H19.4	パイプライン	H21.3		
農業用水（水田）	H22.7	水路工	H25.12		
ほ場整備（水田）	H25.4	水路トンネル	H25.12		
農業用水（畑）	H27.5				